

工事請負基本契約書（確認用）

株式会社 P a n o m a（甲）と _____（乙）は、甲が乙との契約に係る工事を完成するために次の通り契約を締結した。

第 1 条 甲は、乙に対し発注書を発行し、乙がこれを受領したことにより契約は成立したものとみなし本契約の条項並びに図面、仕様書、及び甲の見積基準に従って相互に協力して工事の完工をなすものとする。

第 2 条 発注書に記載する事項はつぎのとおりとする。

- ① 工事件名及び工事場所
- ② 発注金額
- ③ 工事内容及び施工に必要な事項
- ④ 工事予定日と工事期間

第 3 条 甲および乙は、ともに建設業法、その他の工事施工、労働者の使用等に関する法規並びにこれに基づく監督官庁の行政指導に従う。

第 4 条 乙は、個別契約の工事の全部、または一部を一括して第三者に再下請させてはならない。但し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2. 前項但し書の場合、乙は、甲に対し下請人の住所氏名等を甲の定めた書式により通知する。

第 5 条 乙は、この契約、もしくは個別契約により生じる権利、または義務を第三者に譲渡、承継させてはならない。但し、事前に甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

2. 目的物、または工事現場に搬入した工事材料を第三者に譲渡および貸与し、または抵当権その他の担保の目的に供してはならない。
3. 乙が第 1 項及び第 2 項の規定に反したとき甲は、この契約、もしくは個別契約の全部、または一部を何らの催告をすることなく直ちに解除することができる。

第 6 条 甲より支給材料のある場合は、その支給期日は甲の認める工程によるものとし、乙は、受領後直ちに検収し善良な管理者として使用、または保管の責を負う。

第 7 条 乙は、工事の施工にあたり次の各号の 1 つに該当する場合は、直ちに甲に通知しその対策を協議する。

- ① 設計図または仕様書に不備または疑義を発見したとき。
- ② 発注者が直接乙に仕様の変更等の要望を請求してきたとき。
- ③ 完成すべき工事の安全を保障しがたい事由を発見したとき。

第 8 条 乙は、工事の完成引渡しまでの間は、工事目的物、工事材料、近接する工作物及び第三者に対する損害の防止に必要な措置をとる。

2. 甲の発生した損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては甲が負担する。

第 9 条 乙は、工事が完成したときは直ちに甲に通知して検査を受けるものとする。

2. 甲の検査により工事の完成が確認された場合は、甲および乙は、工事目的物の引渡し、受取りを完了する。
3. 前項の検査により不合格の場合は、乙は甲の指定する期間内に補修工事を行い、甲の再検査を受けるものとする。

第 1 0 条 甲の検査に合格した工事代金は、甲の定める書式により甲の定める期日までに請求する。尚、工事に基づく請負代金の支払い方法および時期については、甲乙間の取引約定の定めるところによる。

第 1 1 条 甲は、引き渡された目的物が、種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し書面をもって、相当の期間を定めて、目的物の修補、代替物の引渡し、または不足数量の追完を求めることができるものとする。

2. 乙が前項の期間内に補修工事を実施しないときは、乙の費用負担において、甲が第三者に補修を行わせることができる。
3. 契約不適合の原因が甲の供給した部材にあるときは、甲の責任とし、これに掛かる費用は甲にて負担する。

第 1 2 条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、乙に対し何ら催告をすることなくこの契約及び個別契約の全部、または一部を解除することができる。

- ① 正当な理由なく、工事の着手が遅延しているとき、またはその責に帰すべき事由により、工期内に完成の見込が立たないと認められたとき。
- ② 工事の施工技術、労務および安全衛生管理などが拙劣で甲の改善指導に従わないとき。
- ③ 第三者から仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申請、破産、民事再生、会社更生、もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- ④ 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押えを受けたとき。

2. 前項各号の場合、甲が工事契約を解除したと否にかかわらず、甲に損害が生じたとき、乙は、これを賠償する。

第 1 3 条 甲及び乙は、相手方（相手方の取締役、監査役、執行役、執行役員、顧問、相談役及びその他実質的に相手方の経営、

もしくは運営を支配し又は相手方の経営若しくは運営に関与している者並びに本契約に基づく取引において相手方を代理又は媒介する者を含む）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、何らの通知、催告を行うことなく直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団もしくはその関係者、その他反社会的勢力（以下暴力団等反社会的勢力という）であるとき、または暴力団等反社会的勢力が相手方の経営、もしくは運営に実質的に関与しているとき。
- ② 自社、自己、もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力、または暴力団等反社会的勢力の関係者を利用するなどしているとき。
- ③ 暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- ④ 本契約に関連する契約（以下本関連契約という）の当事者又は代理、もしくは媒介を行う者が暴力団等反社会的勢力であることが判明し、本関連契約の解除その他の必要な措置（以下本件措置という）を講ずるよう求められたにも関わらず、正当な理由なく直ちに本件措置を実施、完了しないとき。
- ⑤ 暴力団等反社会的勢力との間で、法令上の義務がないにも関わらず、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、もしくは運営に資することとなる何らかの関係を有しているとき。
- ⑥ 暴力団等反社会的勢力が経営、もしくは運営に関与している企業、団体又は個人であることを知りながら、これを使用しているとき。
- ⑦ 本契約に基づく取引に関し、暴力団等反社会的勢力から不当な介入を受けたにも関わらず、当該介入の事実に関する報告を怠ったとき。
- ⑧ 暴力的、脅迫的又は威圧的な違法行為を行ったとき。
- ⑨ 偽計または威力を用いて業務を妨害したとき。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 1 5 日法律第 7 7 号）及び同施行規則等、企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成 1 9 年 6 月 1 9 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）並びに暴力団排除に関する条例のいずれか一つにでも違反したとき。

2. 甲及び乙は、自己が前項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても当該事由のいずれにも該当しないことを相互に確約する。

3. 本条第 1 項に基づく解除がなされ、解除権を行使した者（以下解除権者という）に損害が発生したときは、解除権を行使された者（以下被解除権者という）は、解除権者に生じた損害を賠償する。また、被解除権者は、この解除と同時に解除権者に対して有するすべての債務についての期限の利益を喪失する。

4. 甲及び乙は、本関連契約の当事者又は代理、もしくは媒介を行う者が暴力団等反社会的勢力であることが判明し、本件措置を講ずるよう相手方から求められたときは、正当な理由がある場合を除き、直ちに本件措置を実施、完了する。

5. 甲及び乙は、本契約に基づく取引に関し、暴力団等反社会的勢力から不当な介入を受けたときは、直ちにその旨を相手方に報告する。

第 1 4 条 乙は、工事の施工に関して知り得た発注者並びに甲の秘密、あるいは、ノウハウ、情報等を他に漏洩してはならない。

第 1 5 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に通知し、工事内容の変更または工事の一部、もしくは全部の施工の一時中止を行うことができる。

2. 前項に基づき工事内容が変更された場合の請負代金の変更額は甲乙協議の上決定する。

第 1 6 条 本基本契約が解約または失効した場合において、その解約または失効時に、現に施工中の工事契約については、この基本契約書の各条項はその効力を有するものとする。

第 1 7 条 本契約または個別契約に関する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、その解決を図るものとする。

第 1 8 条 本契約に定めのない事項および本契約の事項に関して、疑義を生じたときは、甲乙誠意をもってこれを協議し解決するものとする。

第 1 9 条 本基本契約書の有効期限は締結の日から 1 ヶ年とする。但し、期間満了 1 ヶ月前までに甲または乙から文書による解約の申し入れがないときは、本契約は同一条件をもって更に 1 ヶ年更新継続するものとし以後も同様とする。

※この書面を DL して署名しても無効となります